4 健康への悪影響の未然の防止（第21条から第25条）

安全性調査・措置勧告制度

食品衛生法など現行の法制度で、規格基準の定めがないなど法的な対応ができない課題について、健康への悪影響を未然に防止する観点から必要な場合には、条例に基づき立入り等の調査を実施できるようにしました。

安全性調査の結果、健康への悪影響が懸念され、法的な対応が困難な場合には、事業者や事業者団体に対し、健康への悪影響の未然防止に必要な措置（製造方法の改善、表示等による都民への注意喚起等）をとるよう勧告するとともに、その内容を公表します。
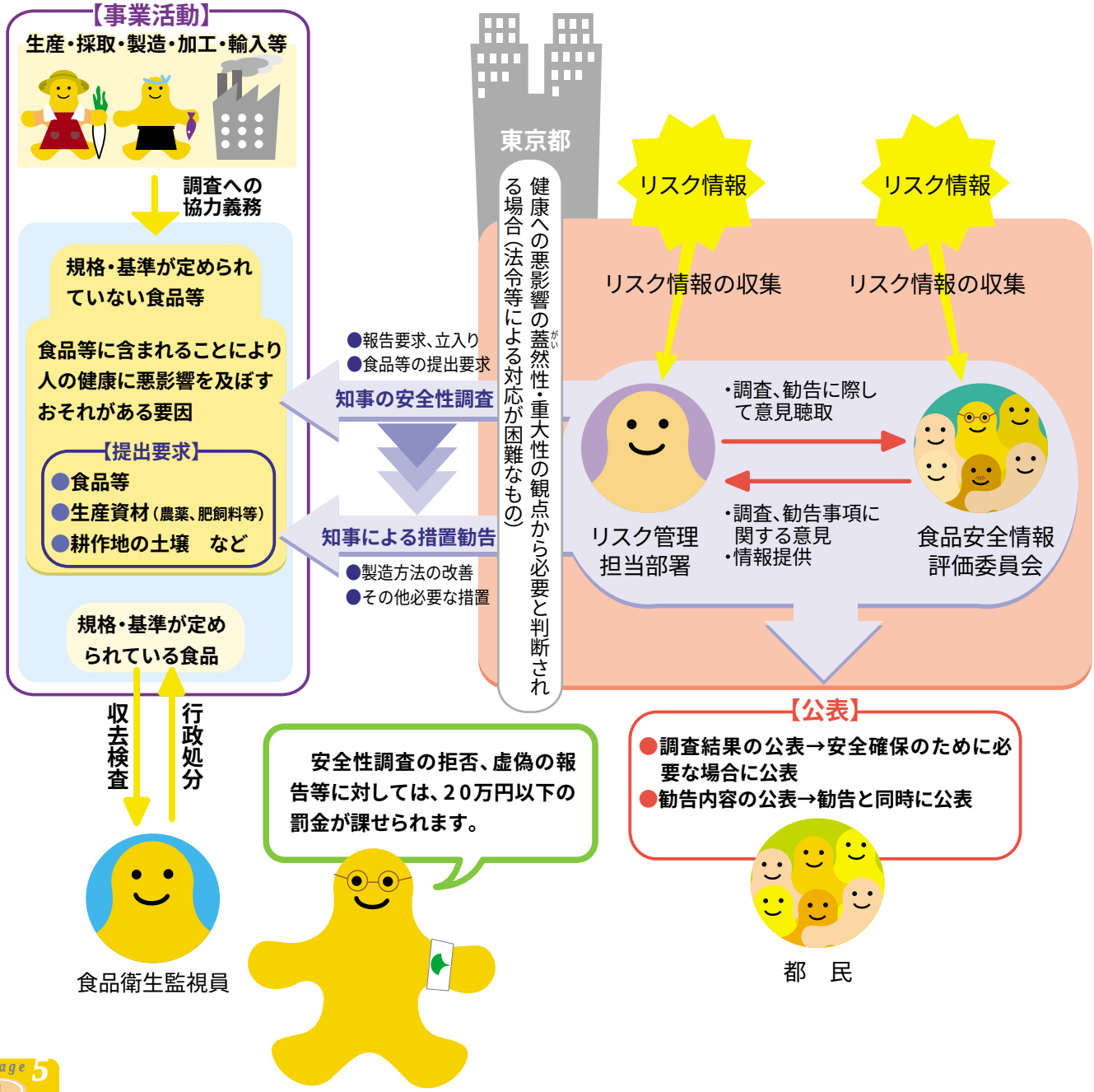
知事の安全性調査・勧告制度の概念図